○関東地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
熊谷市新堀字北原一〇三六番二から同市新堀字北原一〇三二番七まで	前	一四・三八～一四・三八メートル　〇〇・一三六キロメートル
	後	一四・三八～一九・一六メートル　〇〇・一三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○中部地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
各務原市鵜沼各務原町一丁目二番二から同市鵜沼三ツ池町三丁目四二一番まで	前	一七・〇〇～二一・七五メートル　〇〇・〇三一キロメートル
	後	二二・二〇～三一・〇〇メートル　〇〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
各務原市鵜沼各務原町一丁目二番二から同市鵜沼三ツ池町三丁目四二一番まで	前	一七・〇〇～二一・七五メートル　〇〇・〇三一キロメートル
	後	二二・二〇～三一・〇〇メートル　〇〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	各務原市鵜沼各務原町一丁目六番一から同市鵜沼三ツ池町三丁目三三八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十四日

○中部地方整備局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二十一号	可児市柿田地先内	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所
〃　百三十八号	静岡県駿東郡小山町須走地先内	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所
〃　四十二号	松阪市上川町地先から松阪市下蛸路町地先	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所
〃　〃　十九号	松阪市下蛸路町地先から松阪市八太町地先	〃
〃　〃　〃	長野県木曽郡南木曽町読書地先内	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所
〃　〃　〃	長野県木曽郡木曽町福島地先内	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年四月一日

○中国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東広島市西条町寺家字板橋二四番六から同市八本松南八丁目二三番四三まで	前	一九・五〇～六〇・三九メートル　七二・九〇～二七八・三〇キロメートル　〇〇・一三四
	後	一九・五〇～六〇・三九メートル　七二・九〇～二七八・三〇キロメートル　〇〇・一三四

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新居浜市大生院字喜来四一五番一から同市大生院字喜来四〇四番六まで	前	三一・九六～五一・三九メートル　〇〇・〇四一キロメートル
	後	三二・三〇～三六・二〇メートル　〇〇・〇四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所